

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金の申請に関する誓約書

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金（以下「応援金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ・申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は応援金の申請を取り下げます。また、応援金交付後に発覚した場合は応援金を返還します。
- ・法令等に従い、必要な許認可等を受ける又は届出をしたうえで令和2年4月10日までに事業を始めています。また、事業開始後に届出等を要する場合は、法令等に定める期間までに届出等をしていきます。
- ・応援金の申請にあたって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
- ・不交付要件（交付対象外となるもの）である次の(1)から(3)に該当しません。
 - (1) 国、法人税法（昭和22年法律第28号）別表第一に定める公共法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に規定する法人及び名古屋市外郭団体指導調整要綱第2条第1項第2号に規定する法人
 - (2) 政治団体
 - (3) 宗教上の組織もしくは団体（ただし、施設コードA「社会福祉施設等」の申請者は除く）
- ・交付申請日において、倒産・廃業していません。
- ・名古屋市が必要に応じて実施する関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じます。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が名古屋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、将来にわたっても該当しません。また暴力団等は経営に事実上参画していません。
- ・名古屋市長が必要と認めた場合には、暴力団等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。

年 月 日

本店所在地（住所）

法人名

代表者役職・氏名

印